第四十二号の十二様式（第八条の二の六関係）（Ａ４）

建築基準法第88条第２項において準用する同法第18条第２項又は第４項の規定による
計画変更通知書（工作物）

（第一面）

建築基準法第88条第２項において準用する同法第18条第２項又は第４項の規定により計画の変更を通知します。

建築主事等又は指定確認検査機関　　様

（略）

【計画を変更する工作物の直前の審査】

（略）

第四十二号の十二の二様式（第八条の二の二及び第八条の二の三関係）（Ａ４）

建築基準法第18条第５項の規定による
計画通知書

（第一面）

建築基準法第18条第５項（同法第18条の２第４項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定により計画を通知します。

（略）

第四十二号の十二の三様式（第八条の二の二及び第八条の二の三関係）（Ａ４）

建築基準法第18条第５項の規定による
計画変更通知書

（第一面）

建築基準法第18条第５項（同法第18条の２第４項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定により計画の変更を通知します。

（略）

第四十二号の十二の四様式（第八条の二の二関係）（Ａ４）

建築基準法第18条第８項の規定による
適合判定通知書

（略）

国の機関の長等　　様

（略）

下記の計画は、建築基準法第18条第５項の特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合していることを証明する。

（略）

第四十二号の十二の五様式（第八条の二の二関係）（Ａ４）

建築基準法第18条第８項の規定による
適合しない旨の通知書

（略）

国の機関の長等　　様

（略）

別添の構造計算適合性判定通知書及び添付図書に記載の計画は、下記の理由により建築基準法第18条第５項の特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合しないものであると判定しましたので、通知します。

第四十二号の十二様式（第八条の二関係）（Ａ４）

建築基準法第88条第２項において準用する同法第18条第２項の規定による
計画変更通知書（工作物）

（第一面）

建築基準法第88条第２項において準用する同法第18条第２項の規定により計画の変更を通知します。

建築主事等　　様

（略）

【計画を変更する工作物の直前の確認】

（略）

第四十二号の十二の二様式（第八条の二関係）（Ａ４）

建築基準法第18条第４項の規定による
計画通知書

（第一面）

建築基準法第18条第４項（同法第18条の２第４項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定により計画を通知します。

（略）

第四十二号の十二の三様式（第八条の二関係）（Ａ４）

建築基準法第18条第４項の規定による
計画変更通知書

（第一面）

建築基準法第18条第４項（同法第18条の２第４項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定により計画の変更を通知します。

（略）

第四十二号の十二の四様式（第八条の二関係）（Ａ４）

建築基準法第18条第７項の規定による
適合判定通知書

（略）

建築主　　様

（略）

下記の計画は、建築基準法第６条の３第１項に規定する特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合していることを証明する。

（略）

第四十二号の十二の五様式（第八条の二関係）（Ａ４）

建築基準法第18条第７項の規定による
適合しない旨の通知書

（略）

建築主　　様

（略）

別添の構造計算適合性判定申請書及び添付図書に記載の計画は、下記の理由により建築基準法第６条の３第１項に規定する特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合しないものであると判定しましたので、通知します。